


所管部課	社会教育部	部長	小俣 学		
件名	東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立公民館条例施行規則			
	部課機関	市民生活課			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 平成27年10月1日の「東大和市公共施設案内・予約システム」導入に伴い、公民館施設の利用申込方法を変更する。 主な改正内容は、予約システムの導入により、使用の申込みについて、受付期間を明確化したこと、申込みの調整について定めたこと、予約並びに取り消しについて、明文化したこと、様式は、別に定めるとしたことである。</p> <p>(2) 影響と効果 施設の空き状況の把握が容易になり、インターネット上で予約できるため、利用しやすくなる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 平成27年7月1日 10月からインターネット予約を開始する旨について市報掲載。 平成27年8月28日 教育委員会定例会で承認</p> <p>(2) 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>公民館の利用グループには高齢者の団体が多く、インターネット利用に負担を感じている方が多いと思われる。システム導入当初は、随時入力のみとし、公民館窓口での端末操作の際には、職員が立ち会うこととする。 平成28年2月からは、抽選システムも導入する予定であるが、抽選漏れの対応についても、十分な相談体制を構築したい。 また、インターネット利用による予約により、定期活動が阻害されないよう、マナーの周知についても努めていきたい。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、予約システム運用開始に向け事務を円滑に進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。